

平成30年5月15日

株 主 各 位

群馬県高崎市栄町1番1号

株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム

取締役社長 宮 原 年 明

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダ電機本社ビル12階コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第67期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」ならびに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sxl.co.jp/ir/stock_info/index3.html）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び監査法人が監査をした対象の一部であります。
 - ・事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sxl.co.jp/ir/stock_info/index3.html）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、米国における不安定な政策動向や近隣の地政学リスク等があったものの、政府の経済政策を背景に、雇用環境、企業業績の改善は続き、個人消費も緩やかな回復傾向にありました。

住宅市場におきましては、前期から続いているマイナス金利による住宅ローン金利の低下などの影響で住宅取得に対する関心は堅調に推移したものの、相続対策による賃貸住宅の需要が一巡したことから住宅着工戸数は弱含みで推移しました。

このような事業環境のもと、当社は、ヤマダ電機グループシナジーをより一層発揮した販売戦略をはじめ、以下の5つの重点施策を先行的かつ積極的に推進してまいりました。

イ. 住宅展示場の建替え及び新規オープン

当期は建替え3展示場及び新規7展示場の計10展示場をオープンしました。特に当社の小堀ブランドを体現した春日部展示場（埼玉県）、独創的な千里ギャラリーGATE S（大阪府）はそのデザイン性が高く評価されており、また、可児展示場（岐阜県）は、当社初となる平屋建ての二世帯住宅タイプで多くの反響を得ております。

これら当社の強みを活かしたオープン展示場は、当期における受注拡大（戸建注文住宅の受注は前期比24%増）に大きく貢献しました。

ロ. 当社を象徴する「小堀ブランド」の再構築とコミュニケーションチャネルの拡大

平成29年3月、大阪・ヤマダ電機「LABI LIFE SELECT 千里」内に「小堀の住まいLABI千里館」をオープンし、ここを小堀ブランドの新たな情報発信基地として、ブランディングを強化しました。また、親会社である株式会社ヤマダ電機が展開する「家電住まいる館」のうち8店舗（平成30年2月28日時点）に設置した当社ブースは、コミュ

ニケーションチャネルの拡大に寄与しました。

これらのグループシナジーを活かした施策は、近隣展示場への送客（近隣展示場の来場数は前期比176%増）、そして受注に繋がっており、独自の受注ルート構築に寄与しました。

ハ．採用・教育の強化

建替えや新規オープン展示場への営業人員の配置を中心に、採用活動を強化するとともに、支店長によるOJTや営業研修を強化するなど、即戦力へと繋がる人材育成環境を整備してまいりました。特に、支店長によるOJTについては、月を追うごとに成果が顕著にあらわれており、当期における対象者の月の平均受注棟数が研修前と比べ43.4%向上しました。

ニ．購買管理体制の強化

収益体制改善のため、原材料の仕入及び購買を含めた原価管理体制の再編を推進しました。当期では、木材や原油の高騰等のマイナス要因があったものの、既存事業においてはグループ一体での集中購買、新規業者の積極採用、支払い条件の見直しなどコストダウンを推進しました。

ホ．オーナー様訪問の強化

CS向上、土地情報の収集、資産活用の提案及び紹介受注の増加などを狙い、平成29年2月より定量的かつ積極的なオーナー様訪問の活動を実施しました。この活動は延べ10万軒に達し、オーナー様との信頼関係の構築に貢献しました。

以上の重点施策推進の結果、戸建注文住宅とリフォームの当期受注高は合計で前期比43%増と伸長し、売上高についても、491億8千5百万円（前期比12.6%増）と前期を上回りました。しかしながら、平成30年4月10日に開示した「業績予想の修正及び特別損失（減損損失）の計上に関するお知らせ」のとおり、リフォーム事業において特殊大型案件（延べ1万室の原状回復工事）の受注があったものの、施工体制や原価管理の整備が追いつかず、予定していた利益を享受できなかったこと、上記大型案件に対する応援体制を整えていった結果、既存事業の戸建注文住宅やオーナーリフォームにおける工事遅延が生じたこと、加えて、人員の積極採用や展示場出展といった先行投資による経費の増加により、営業損失は9億6千1百万円（前期 営業損失6千万円）、経常損失は9億4千8百万円（前期 経常損失7千4百万円）となりました。また、2期

連続の営業損失となったため17億3千万円の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は27億5千8百万円（前期 親会社株主に帰属する当期純損失2億9千万円）となりました。

事業部門別売上状況は次のとおりであります。

事業別	第 66 期 平成29年2月期		第 67 期 平成30年2月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	増減率(%)
住 宅 事 業	34,775	79.6	34,497	70.1	△277	△0.8
リ フ ォ ー ム 事 業	8,165	18.7	13,936	28.3	5,770	70.7
不動産賃貸・その他事業	746	1.7	752	1.5	6	0.8
合 計	43,686	100.0	49,185	100.0	5,498	12.6

セグメント情報に基づいた、各事業別の営業の状況は以下のとおりであります。

[住宅事業]

当社グループの主力事業である住宅事業部門につきましては、「納得価格と永久保証、伝統小堀の高級注文住宅」を当社のコンセプトに据えてまいりました。また、住宅メーカーとしてのブランド価値・認知度向上を目指し、住宅展示場の新規・建替え出展を進め、更には小堀の住まいLAB I 千里館・家電住まいる館といった新たなコミュニケーションチャンネルを駆使してまいりました。

その結果、戸建注文住宅の売上高は堅調に推移したものの、前期の大型分譲物件が当期はなかったことから、売上高は344億9千7百万円（前期比0.8%減）、また、資材高騰などの原価アップにより粗利率が低下したことや、積極的な営業社員の採用と展示場出展等の先行投資による販売管理費の増加により、営業利益は1億2千9百万円（前期比81.1%減）となりました。

[リフォーム事業]

リフォーム事業につきましては、オーナー様訪問、家電住まいる館經由による受注、そして特殊大型案件により、売上高は139億3千6百万円（前期比70.7%増）となりました。しかしながら、前述した特殊大型案件については予定した水準の利益を確保できず、営業損失は5億9千8百万円（前期 営業損失2億1千2百万円）となりました。

[不動産賃貸事業・その他]

不動産賃貸事業につきましては、売上高は5億4千3百万円（前期比1.1%減）と前期を下回ったものの、営業利益は前期と同水準の2億6千9百万円（前期比0.2%減）となりました。

その他につきましては、好天が続いたことによる売電収入の増加や、保険手数料の増加により、売上高は2億8百万円（前期比6.1%増）となり、営業利益は1億2千9百万円（前期比14.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は、9億6千7百万円で、その主なものは、住宅展示場の新規出展や建替えなどであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、親会社である株式会社ヤマダ電機より長期借入金として80億円、短期借入金として11億円を調達しております。

次に、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関(株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行)と各行50億円、三井住友信託銀行株式会社と20億円、総額170億円の当座貸越枠設定契約を締結しており、当期末における借入実行残高の合計は161億5千万円（うち、金融機関からの借入実行残高は70億5千万円）であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特に記載すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特に記載すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前の3事業年度の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第 64 期 平成27年2月期	第 65 期 平成28年2月期	第 66 期 平成29年2月期	第 67 期 平成30年2月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	51,650	47,723	43,686	49,185
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	△1,275	452	△60	△961
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,369	423	△74	△948
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△5,697	278	△290	△2,758
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△27.94	1.36	△1.42	△13.53
総資産 (百万円)	30,817	28,047	24,401	31,705
純資産 (百万円)	4,086	4,380	4,100	1,348

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ヤマダ電機で、同社は当連結会計年度末において当社の株式105,650千株（持株比率51.8%）を保有しております。

当社は、親会社の住宅事業において、分譲住宅の販売業務やリフォーム工事などを請け負っております。また、家電商品などの仕入れを行っております。

親会社との仕入取引に当たっては、市場価格などを勘案の上、通常の取引条件で行われることなどに留意しております。また、親会社からの借入については借入期間や利率などを総合的に協議して決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
エス・パイ・エル住工株式会社	百万円 100	% 100.0	工業化住宅部材の製造、加工及び販売
コングロエンジニアリング株式会社	百万円 100	% 100.0	土木及び建築工事の設計、施工
エ ー ス ホ ー ム 株 式 会 社	百万円 100	% 86.0	フランチャイズ加盟店に対する経営指導
ハウジングワークス株式会社	百万円 50	% 100.0	建築工事の請負、設計、施工、監理

(注) 平成29年6月1日付で、当社の連結子会社であるエス・パイ・エルハウジング株式会社は、商号をハウジングワークス株式会社に変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社が属する住宅市場は、直近は消費税率増税前の駆け込み需要や東京五輪需要が期待できるものの、その後は、少子高齢化もあり成長が鈍化し、住宅着工戸数の逡減が予想されます。そのような住宅市場において、黒字化への転換を果たし持続的に企業価値を向上させるべく、次の事業強化策に全力で取り組んでまいります。

①ヤマダ電機グループシナジー

引き続きヤマダ電機の新業態「家電住まいる館」内に当社ブースを設置し近隣住宅展示場と密に連携をしながら集客の強化を図ります。また、同じグループ内の住宅部門を担う、株式会社ヤマダ・ウッドハウス及び株式会社ハウステックらとの連携を強化するとともに、ビッグデータの活用や先進技術との融和など、グループシナジーを活かした横断的な経営戦略を進めてまいります。

②戦略的な住宅展示場の出展

高いデザイン性、独創性、そして先進的なI o T設備の設置等、当社の住まいの良さを実感していただける住宅展示場を戦略的に出展してまいります。また、これら住宅展示場は、近隣の「家電住まいる館」との連動を目指し、相乗効果による多方面からの集客を試みてまいります。

③人材採用と育成の強化

新卒採用と中途採用を積極的に進め、展示場の展開強化を背景として営業人員を拡充してまいります。また、支店長O J Tや営業研修により営業力の底上げを図るとともに、成功事例を水平展開し全営業社員の営業力の向上に努めます。

④収益構造の見直し（施工管理機能の強化）

受注を効率的に売上そして利益として計上できるように、収益構造を抜本的に見直してまいります。原価管理を強めコストダウンを図るとともに、特に、支店長の管理のもと、営業、設計及び工事の各担当が協働で工程管理を徹底することで、着工の平準化と工期の短縮を図り効率的な施工体制を整えてまいります。

⑤ C S（顧客満足）・E S（従業員満足）の向上

オーナー様をはじめとする全てのお客様の顧客満足度の向上を図るとともに、リピート率や紹介受注の向上を目指してまいります。特にオーナー様訪問は、計画的かつオーナー様に限らない周辺の住宅も訪問する等、より積極的・効果的な取り組みを進めてまいります。また、最も重要な経営資源である「全従業員（協力会社、関係会社及びグループ会社を含む）」の多様性を尊重し、ワークライフバランスを重視した各種社内制度を充実させ、従業員満足の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

当社グループは、「戸建住宅の請負、設計及び施工」、「戸建分譲住宅の施工及び販売」、「工業化住宅部材の製造及び販売」を行っている住宅事業を主な事業とし、リフォーム事業、不動産賃貸事業、その他各事業に関連した事業活動を展開しております。

各事業部門の位置付けは次のとおりであります。

区 分	主 な 事 業 内 容	当 事 業 に 関 わ る 主 な 子 会 社
住 宅 事 業	戸建住宅の請負・設計・施工、戸建分譲住宅の販売、工業化住宅部材の製造、住宅のフランチャイズ事業等	エス・バイ・エル住工㈱、コングロエンジニアリング㈱、エースホーム㈱、ハウジングワークス㈱
リフォーム事業	リフォームの請負・設計・施工等	－
不動産賃貸事業	アパート・マンション等不動産の賃貸及び管理等	－

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年 2 月28日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号		
支店	水 戸 支 店	茨城県水戸市	奈 良 支 店 奈良県奈良市
	埼 玉 支 店	埼玉県さいたま市	大 阪 支 店 大阪府大阪市
	千 葉 支 店	千葉県千葉市	兵 庫 支 店 兵庫県神戸市
	東 京 支 店	東京都品川区	高 松 支 店 香川県高松市
	横 浜 支 店	神奈川県横浜市	松 山 支 店 愛媛県松山市
	中 部 支 店	愛知県名古屋市	福 岡 支 店 福岡県福岡市
	京 滋 支 店	京都府京都市	

工場 つ く ば 工 場 茨城県つくば市
山 口 工 場 山口県山口市

(注) つくば工場及び山口工場は、エス・パイ・エル住工株式会社に貸与しております。

② 主要な子会社の事業所

エス・パイ・エル住工株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原二丁目 2 番
コングロエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川四丁目 10 番 13 号
エ ー ス ホ ー ム 株 式 会 社	東京都新宿区高田馬場二丁目 14 番 5 号
ハウジングワークス株式会社	大阪府茨木市大池二丁目 17 番 24 号

(7) 従業員の状況（平成30年 2 月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,244 (161) 名	79名増 (31名増)

(注) 従業員数は、就業員数であり、パート社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,056 (149) 名	75名増 (30名増)	43.5歳	11.3年

(注) 従業員数は、就業員数であり、パート社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年 2 月28日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 ヤ マ ダ 電 機	9,100 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,350 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,350 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,350 百万円

- (9) その他の企業集団の現況に関する重要な事項
特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年2月28日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 300,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 204,018,184株 |
| ③ 株主数 | 11,300名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ヤマダ電機	105,650	51.8
キシシタ建資株式会社	2,614	1.3
株式会社LIXIL	2,546	1.2
ゴールドマンサックスインターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	2,322	1.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,060	1.0
松井証券株式会社	2,014	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,937	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,714	0.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	1,555	0.8
カブドットコム証券株式会社	1,315	0.6

(注) 持株比率は自己株式(87,714株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年2月28日現在）
特に記載すべき事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
特に記載すべき事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	山 田 昇	株式会社ヤマダ電機 代表取締役会長兼取締役会議長
代 表 取 締 役 社 長	宮 原 年 明	
専 務 取 締 役	佐 藤 利 幸	経営企画室長兼不動産部長
常 務 取 締 役	早 川 芳 明	営業本部長
取 締 役	増 田 文 彦	株式会社ヤマダ・ウッドハウス 代表取締役社長
取 締 役	新 井 仁	株式会社ヤマダ電機 取締役兼上席執行役員兼SXL・ウッドハウス・ハウステック事業管理室長 株式会社ベスト電器 取締役 株式会社ハウステック 取締役 株式会社ヤマダ・ウッドハウス 取締役
取 締 役	明 石 裕 士	
取 締 役	行 方 茂 男	なめかた司法書士事務所 代表
常 勤 監 査 役	木 下 伸 路	
監 査 役	五 十 嵐 誠	株式会社ヤマダ電機 常勤監査役 株式会社ベスト電器 監査役 株式会社ハウステック 監査役 株式会社ヤマダ・ウッドハウス 監査役
監 査 役	迫 田 清 己	迫田清己公認会計士事務所 所長 智創税理士法人 代表社員 ストレイン監査法人 代表社員
監 査 役	山 嵯 一 夫	毎日新聞グループホールディングス 常勤顧問 株式会社チエノバ 代表取締役社長

- (注) 1. 代表取締役社長長野純一氏は、平成29年3月1日付で辞任し、取締役宮原年明氏が同日付で代表取締役社長に就任しました。
2. 取締役明石裕士氏及び行方茂男氏は、社外取締役であります。
3. 監査役迫田清己氏及び山嵯一夫氏は、社外監査役であります。
4. 監査役五十嵐誠氏は、管財部門責任者として、また経営者としての豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役迫田清己氏は、公認会計士であり、監査法人の代表社員を兼務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は、次の通りです。
- ①平成29年3月1日付で、取締役佐藤利幸氏が専務取締役となり、第2営業副本部長兼不動産部長から経営企画室長兼不動産部長となりました。
- ②平成29年3月1日付で、取締役早川芳明氏が常務取締役となり、第1営業副本部長から営業本部長となりました。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
小 林 祥 哲	平成29年10月25日	辞任	常務取締役営業戦略本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (2)	45百万円 (2)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (2)	9百万円 (4)
合 計	9名	55百万円

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名、監査役4名であります。うち取締役3名、監査役1名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
2. 上記には、平成29年10月25日付で辞任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第58回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分報酬は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役行方茂男氏は、なめかた司法書士事務所の代表であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役迫田清己氏は、迫田清己公認会計士事務所所長であり、智創税理士法人及びストレイン監査法人の代表社員であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山寄一夫氏は、毎日新聞グループホールディングス常勤顧問であり、株式会社チエノバ代表取締役社長であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	明 石 裕 士	当事業年度において開催された取締役会24回のうち24回出席しており、他社での豊富な企業経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	行 方 茂 男	当事業年度において開催された取締役会24回のうち24回出席しており、他社での豊富な企業経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	迫 田 清 己	当事業年度において開催された取締役会24回のうち24回、同じく12回開催された監査役会のうち12回出席しており、業務監査・会計監査の観点から議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	山 寄 一 夫	当事業年度において開催された取締役会24回のうち24回、同じく12回開催された監査役会のうち12回出席しており、業務監査・会計監査の観点から議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ．当社は、社内規程である「ヤマダ・エスバイエルホームグループ企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「ヤマダ・エスバイエルホームコンプライアンス行動規準」をもって、取締役及び使用人が、その職務の執行にあたって、法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすための基本原則としている。
 - ロ．当社は、内部監査機能を強化するため、社長直轄の部署として内部監査担当部を置いている。また、当社は、コンプライアンス体制の推進・強化のため、法務コンプライアンス担当部を「業務分掌規程 業務分掌表」において定め、同担当部を通じて、取締役及び使用人に対し、定期的に研修等のコンプライアンス・プログラムを策定し、これを実施する。また、事業所にも適切な組織・責任者を設け、コンプライアンス推進体制を構築し、事業所のコンプライアンス推進活動を行う。内部監査担当部は、全社業務モニタリングのための独立した組織とし、内部監査の結果については、社長に直接報告するとともに、取締役会にも定期的に報告する。
 - ハ．当社は、「ヤマダ・エスバイエルホームグループ内部通報規程」を整備し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、当社の業務に関する法令違反等の不祥事を未然に防止し、かつ、良好な職場秩序を維持することによって、顧客及び取引会社の信頼を確保するため、あらゆる不祥事の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化を図る。
- ニ．当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を「業務分掌規程 業務分掌表」で定め、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力、団体及び個人との関係を遮断・排除し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携の上、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備しており、法令ならびにこれらの基準及び体制に基づき、作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人が閲覧することが可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、事業を取り巻く様々なリスクに対して、的確な管理・実践を可能にすることを目的に「リスク管理規程」を定め、管理・運用する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、取締役会の機能を経営戦略の策定及び業務執行の監督に特化させる。取締役の職務は、取締役会が選任する本部長及び統括部長等の部門長により、取締役会の定める「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき役割を分担して、その責任と権限を明確にした上、執行されている。

ロ. 当社は、経営に関する重要事項の決定を主たる任務とした、取締役、執行役員及び経営会議が指名した者により構成される経営会議を設置する。

ハ. 当社は、企業理念の下に経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役、本部長及び統括部長等の部門長はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、「業務分掌規程 業務分掌表」において、関連事業担当部を置き、社内規則に従い、各子会社の指導を担当させる。

ロ. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質等を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。

ハ．当社は、親会社との間で、親会社及び当社が両社の社会的責任を負う上場企業としての地位を互いに尊重した上で、親会社及び当社の更なる成長・発展、企業価値の向上を目指すことを目的とした業務提携契約を締結しており、かかる契約に基づく取引を実施することで、親会社との取引の適正性を確保する。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する事項

- イ．当社グループは、経営効率の向上と事業の発展を目的として、「グループ会社管理規程」により報告の手続き、内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。
- ロ．当社及び子会社は、毎月グループ会社会議を開催し、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社の業務の適正を確保する。

⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」のとおり、グループ一体となった体制を構築する。

⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．当社は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- ロ．当社は、子会社の決裁事項について、「グループ会社管理規程」、「グループ会社管理規程運用細則」に事項別手続きを定め、意思決定の効率化を図る。

⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「ヤマダ・エスバイエルホームグループ企業行動憲章」、「ヤマダ・エスバイエルホームコンプライアンス行動規準」を策定しており、企業集団を構成する全取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、代表取締役社長と協議の上、監査役室を設置し、使用人若干名を置くものとする。
 - ロ. 監査役室の使用人の人事に関しては、その独立性を確保するため、監査役会と事前に協議をするものとする。
- ⑪ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役は、その職務を補助するために当該使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ロ. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。
- ⑫ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ロ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する。
 - ハ. 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- ⑬ 子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制
- イ. 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくはそのおそれのある事実又は子会社における法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに当社の関連事業担当部に報告する。

ロ．子会社の取締役から報告を受けた事項について、当社の関連事業担当部が当社の監査役に報告すべき事項は、関連事業担当部長と監査役との協議により決定した事項とする。

ハ．監査役は、必要に応じ、子会社に対し、業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正を監視する。

- ⑭ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して前項の報告をしたことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

- ⑮ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提出する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求し、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑯ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ．監査役は、内部監査担当部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査担当部に調査を求める。

ハ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役会は原則毎月2回開催、経営会議は原則毎週開催し、法令等で定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要な事項を決定し、予算に対する月次業績の分析・評価・対策を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

- ②監査役会を原則毎月1回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか重要な会議へ出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。また、代表取締役社長と月1回の会合を持ち、監査の重要課題について意見交換を行いました。
- ③「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス推進責任者が各部門の業務に関連するコンプライアンスへの対応方針を策定しています。また、コンプライアンス推進委員がこの方針に基づき、部門毎に3ヶ月に一度、コンプライアンス勉強会を実施いたしました。
- ④内部監査担当部では、コンプライアンスを監査の重要項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、企業の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認いたしました。
- ⑤「リスク管理規程」に基づき、事業を取り巻く様々なリスクの発生を予防するとともに、万一リスクが発生した場合に被害を最小限に抑えるための行動を迅速かつ的確に行いました。
- ⑥毎月1回の関連会社会議を開催し、関連会社の業務の執行における法令・定款等への適合性及び業務の適正性と効率性の観点から審議いたしました。また、関連会社においても、コンプライアンス意識の徹底を図るため、3ヶ月に一度、コンプライアンス勉強会を実施いたしました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策のひとつと考えており、業績に応じた適正な成果の配分を行うことを基本としております。この方針のもと、配当につきましては安定配当を基本とし、期毎の収益状況、配当性向等を勘案して、利益処分を実施していきたいと考えております。

しかしながら、利益剰余金がマイナスとなっていることから、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。

抜本的な構造改革により、適正規模のもとで安定的な収益を見込める事業構造、経営体制を確立することで、早期の復配を目指す所存であります。

連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	21,330	流 動 負 債	19,909
現 金 預 金	2,642	支払手形・工事未払金等	7,708
受取手形・完成工事未収入金等	11,510	短 期 借 入 金	7,050
未 成 工 事 支 出 金	2,028	関 係 会 社 短 期 借 入 金	1,100
販 売 用 不 動 産	3,277	未 払 法 人 税 等	105
仕 掛 販 売 用 不 動 産	701	未 成 工 事 受 入 金	2,188
材 料 貯 蔵 品	379	賞 与 引 当 金	59
繰 延 税 金 資 産	25	完 成 工 事 補 償 引 当 金	204
そ の 他	878	工 事 損 失 引 当 金	14
貸 倒 引 当 金	△113	そ の 他	1,478
固 定 資 産	10,375	固 定 負 債	10,448
有形固定資産	9,274	関 係 会 社 長 期 借 入 金	8,000
建 物 及 び 構 築 物	7,805	リ ー ス 債 務	554
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	714	繰 延 税 金 負 債	4
土 地	6,560	再評価に係る繰延税金負債	97
リ ー ス 資 産	831	退 職 給 付 に 係 る 負 債	464
そ の 他	590	資 産 除 去 債 務	222
減 価 償 却 累 計 額	△7,227	そ の 他	1,104
無 形 固 定 資 産	66	負 債 合 計	30,357
投資その他の資産	1,035	純 資 産 の 部	百万円
投 資 有 価 証 券	74	株 主 資 本	1,072
長 期 貸 付 金	305	資 本 金	9,068
繰 延 税 金 資 産	5	資 本 剰 余 金	1,100
そ の 他	1,265	利 益 剰 余 金	△9,085
貸 倒 引 当 金	△616	自 己 株 式	△10
資 産 合 計	31,705	その他の包括利益累計額	227
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9
		土 地 再 評 価 差 額 金	223
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△5
		非 支 配 株 主 持 分	47
		純 資 産 合 計	1,348
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,705

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)

科 目	金 額
売上高	49,185 百万円
売上原価	40,220
売上総利益	8,965
販売費及び一般管理費	9,926
営業損失	961
営業外収益	148
受取利息及び受取配当金	7
受取賃貸料	57
受取手数料	11
助成金収入	15
仕入割引	39
その他の	17
営業外費用	135
支払利息	97
賃貸収入原価	29
その他の	8
経常損失	948
特別利益	9
固定資産売却益	9
特別損失	1,734
減損損失	1,730
その他の	4
税金等調整前当期純損失	2,673
法人税・住民税及び事業税	83
法人税等調整額	△1
当期純損失	2,755
非支配株主に帰属する当期純利益	3
親会社株主に帰属する当期純損失	2,758

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(平成30年2月28日現在)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	19,611	流 動 負 債	19,774
現 金 預 金	1,606	支 払 手 形	614
受 取 手 形	139	工 事 未 払 金	6,052
完 成 工 事 未 収 入 金	10,195	買 掛 金	815
売 掛 金	744	短 期 借 入 金	7,050
未 成 工 事 支 出 金	1,874	関 係 会 社 借 入 金	1,500
分 譲 土 地	2,426	未 払 金	158
未 成 分 譲 土 地	677	未 払 法 人 税 等	97
分 譲 建 物	782	未 払 費 用	646
未 成 分 譲 建 物	100	未 成 工 事 受 入 金	2,168
材 料 貯 蔵 品	248	前 受 金	33
前 渡 金	71	預 り 金	346
前 払 費 用	206	前 受 収 益	56
そ の 他	648	完 成 工 事 補 償 引 当 金	109
貸 倒 引 当 金	△111	工 事 損 失 引 当 金	14
		そ の 他	109
固 定 資 産	11,069	固 定 負 債	10,263
有 形 固 定 資 産	9,267	関 係 会 社 長 期 借 入 金	8,000
建 物	1,969	預 り 保 証 金	964
構 築 物	1	リ ー ス 債 務	554
機 械 及 び 装 置	224	繰 延 税 金 負 債	4
車 両 運 搬 具	11	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	97
工 具 器 具 備 品	10	退 職 給 付 引 当 金	413
土 地	6,553	資 産 除 去 債 務	222
リ ー ス 資 産	496	そ の 他	6
無 形 固 定 資 産	67	負 債 合 計	30,037
ソ フ ト ウ ェ ア	63		
そ の 他	4	純 資 産 の 部	百万円
投資その他の資産	1,734	株 主 資 本	411
投 資 有 価 証 券	74	資 本 金	9,068
関 係 会 社 株 式	731	資 本 剰 余 金	1,100
長 期 貸 付 金	305	資 本 準 備 金	1,100
破 産 更 生 債 権 等	347	利 益 剰 余 金	△9,747
長 期 前 払 費 用	7	そ の 他 利 益 剰 余 金	△9,747
差 入 保 証 金	858	繰 越 利 益 剰 余 金	△9,747
そ の 他	8	自 己 株 式	△10
貸 倒 引 当 金	△598	評 価 ・ 換 算 差 額 等	232
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9
		土 地 再 評 価 差 額 金	223
		純 資 産 合 計	643
資 産 合 計	30,681	負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,681

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(平成29年 3 月 1 日から平成30年 2 月28日まで)

科 目		金 額
		百万円
売 上 高		
完 成 工 事 高	40,531	
分 譲 土 地 建 物 売 上 高	3,084	
部 材 売 上 高	2,175	
そ の 他 売 上 高	943	46,734
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	33,580	
分 譲 土 地 建 物 売 上 原 価	2,830	
部 材 売 上 原 価	1,864	
そ の 他 売 上 原 価	468	38,743
売 上 総 利 益		7,990
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,214
営 業 損 失		1,223
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	7	
受 取 賃 貸 料	148	
受 取 手 数 料	94	
雑 収 入	53	303
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	97	
賃 貸 収 入 原 価	58	
雑 支 出	7	163
経 常 損 失		1,083
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	9	9
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,701	
そ の 他	1	1,702
税 引 前 当 期 純 損 失		2,776
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	37	
法 人 税 等 調 整 額	△1	36
当 期 純 損 失		2,812

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成30年 4月27日

株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 純 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年4月27日

株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 純 司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月28日

株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム 監査役会

常 勤 監 査 役 木 下 伸 路 ㊞

監 査 役 五十嵐 誠 ㊞

社外監査役 迫 田 清 己 ㊞

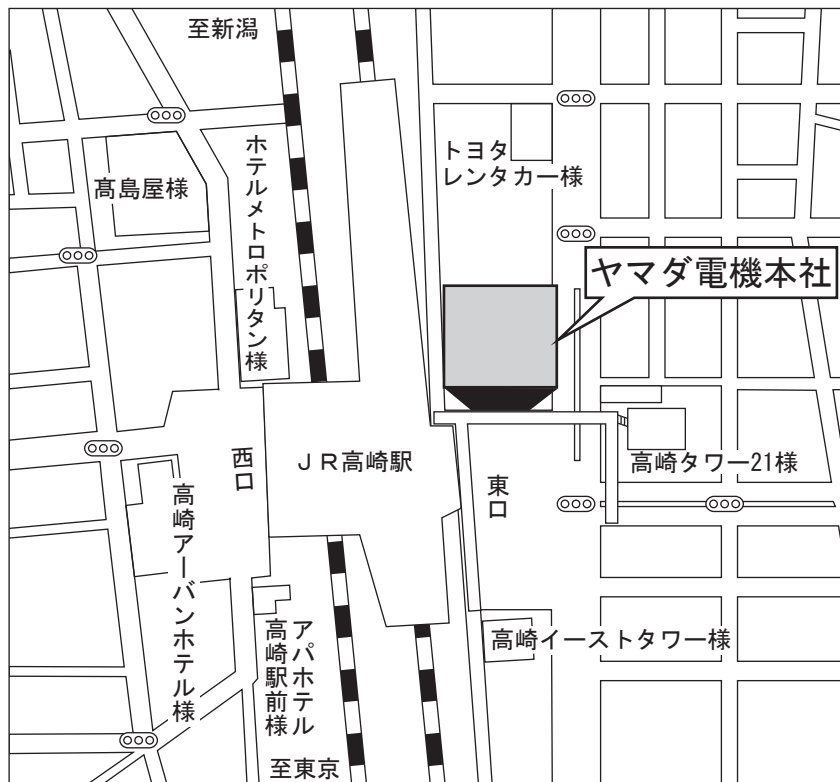
社外監査役 山 寄 一 夫 ㊞

以 上

メ 毛

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

会場ご案内図



● JR高崎駅東口より徒歩1分

● 関越自動車道「高崎IC」より約20分

※車でお越しの際は、本社立体駐車場をご利用ください。

※JR高崎駅周辺の道路は、交通渋滞の発生がみこまれますので、
できる限り公共交通機関をご利用ください。